

令和4年2月1日提出

令和4年3月市議会定例会議案

(その1 議案第1号から議案第9号まで)

木更津市

令和4年3月市議会定例会議案目録（その1）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第2号	令和3年度木更津市一般会計補正予算（第10号）	財務部	別冊
議案第3号	令和3年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	市民部	別冊
議案第4号	令和3年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民部	別冊
議案第5号	令和3年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第4号）	福祉部	別冊
議案第6号	令和3年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）	経済部	別冊
議案第7号	木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	1
議案第8号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環境部	2
議案第9号	令和3年度木更津市下水道事業会計補正予算（第3号）	都市整備部	別冊

議案第 7 号

木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 1 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
木更津市児童遊園設置条例（昭和 4 8 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
別表長須賀児童遊園の項及び中島東児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

長須賀児童遊園及び中島東児童遊園の廃止に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第8号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和4年2月1日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 和解額 45,527,719円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和解の理由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これにより、市は、溶融飛灰から放射性物質が検出されたことに伴い、従前の処分場で溶融飛灰の処分が出来なくなったことによる従前の処分費との差額（令和2年度分35,134,677円）、保管している側溝土砂の処分前の放射性物質濃度の測定及び成分の分析をするための費用並びに従前の処分場で側溝土砂の処分が出来なくなったことによる従前の処分費との差額（令和2年度分5,017,114円）、食用イノシシ肉の安全確認を行うための全頭検査に係る検査費用（令和2年度分3,363,603円）として43,515,394円を支出した。
また、空間線量測定業務委託費及び測定に係る消耗品費（平成24年度分1,281,315円）、公園、保育園、小中学校及び漁場の放射性物質検査費用（平成23年度分729,750円）並びに側溝土砂の放射性物質検査に係る消耗品費（平成25年度分1,260円）として、2,012,325円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。